

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年8月6日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	2件
-----------------	----

国民年金関係	2件
--------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600094号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2600012号

第1 結論

昭和61年*月から平成元年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和61年*月から平成元年3月まで

私は、20歳になった当時大学生であり、父親が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。

請求期間が国民年金の未加入期間となっており、国民年金保険料の納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳になった当時大学生であり、父親が請求者の国民年金に係る加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、請求者は、国民年金の加入手続き及び請求期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、それらを行っていたとする請求者の父親は既に亡くなっており、証言を得られないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、請求者から提出された年金手帳によると、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)*に係る被保険者資格取得年月日は平成元年4月1日と記載されているところ、当該資格取得年月日は、オンライン記録により確認できる国民年金の資格取得年月日と一致しており、請求者が同日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間に住民登録していたとするA市は、当該期間の国民年金に係る資

料は保存期間経過のため保管していない旨回答しているほか、同市の電算システムにおいても請求者に係る情報はない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600095号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2600011号

第1 結論

昭和62年*月から平成3年3月までの請求期間、同年4月から平成4年7月までの請求期間及び同年9月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和42年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和62年*月から平成3年3月まで

② 平成3年4月から平成4年7月まで

③ 平成4年9月

私は大学生の時、A県の実家を離れて一人暮らしをしていたが、20歳になった昭和62年*月あるいは学生が強制加入となった平成3年4月に実家の父親が私の国民年金の加入手続きを行い、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれていた。

請求期間③は、平成4年9月23日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、同年10月1日に国家公務員共済組合に加入するまでの期間について、父親が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。

請求期間①、②及び③について、就職するまでの保険料はすべて納付済みだから大丈夫だと父親から聞いていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、父親が自身の国民年金の加入手続きを行い、請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料を納付してくれていた旨主張しているものの、請求者は当該期間に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、それらを行っていたとする請求者の父親は既に亡くなっており、証言を得られないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、請求者は平成4年10月1日に国家公務員共済組合の組合員資格を取得し、平成9年1月1日に基礎年金番号「*」が付番されており、当該基礎年金番号において、請求者が平成13年1月15日に国民年金の第3号被保険者資格を取得したことは確認できるが、同日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求者は、請

求期間①、②及び③において国民年金に未加入であり、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入される前は、住民登録をしている市町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には国民年金手帳記号番号が払い出されていたところ、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者は、請求期間①当時はB市、C町（現在は、D市）、E市又はF市に、請求期間②当時はB市、C町又はF市に、請求期間③当時はC町に住居登録をしていた旨陳述しているところ、B市は請求期間①及び②における国民年金に係る資料を保管しているものの、請求者に係る資料はない旨回答し、D市は請求期間①、②及び③について、E市は請求期間①について、F市は請求期間①及び②について、国民年金に係る資料は保管していない旨それぞれ回答している。

そのほか、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。